

令和5年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)について

令和5年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』による

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査(小中学校)は、「児童生徒の問題行動等について、横浜市立小中学校(義務教育学校含む)の実態把握を行うことにより児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくこと」を目的として、実施しています。

令和5年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)において、いじめの認知件数[※]は、16,174件(小学校13,261件、中学校2,913件)と令和4年度より増加しています。その理由として、令和5年度より、5月に「いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談」を新たに実施したことなどがあげられます。年度の早い時期に記名式アンケートを行うことで、児童生徒のSOSを確実に受け取り、早期発見・早期対応に努めています。

今後も、児童生徒の悩みや困り感を受け止め、安心して学校生活を過ごせるよう、引き続き取組を進めていきます。

※「いじめの認知件数」

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する(平成27年8月 文部科学省)との見解に基づき、認知件数の向上に努めています。

調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

調査対象学校数

小学校 340校、中学校 147校

調査内容及び結果

	総数(カッコ内は前年度)	小学校	中学校
暴力行為の発生件数	6,164件 (4,939件)	5,013件	1,151件
いじめの認知件数	16,174件 (12,248件)	13,261件	2,913件
長期欠席者数	12,419人 (10,771人)	6,342人	6,077人
うち不登校児童生徒数	9,775人 (8,170人)	4,260人	5,515人

お問合せ先

暴力行為について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 松田 肇 Tel 045-671-3706
いじめについて	
長期欠席について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 末吉 和弘 Tel 045-671-3773

令和5年度 「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の 状況調査結果(小中学校)

令和5年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』より
令和6年10月 横浜市教育委員会

1 暴力行為の状況

- (1) 暴力行為の発生件数
- (2) 学年別暴力行為者数

2 いじめの状況

- (1) いじめの認知件数・いじめの態様
- (2) いじめの年度内における解消率・解消件数
- (3) いじめ発見のきっかけ

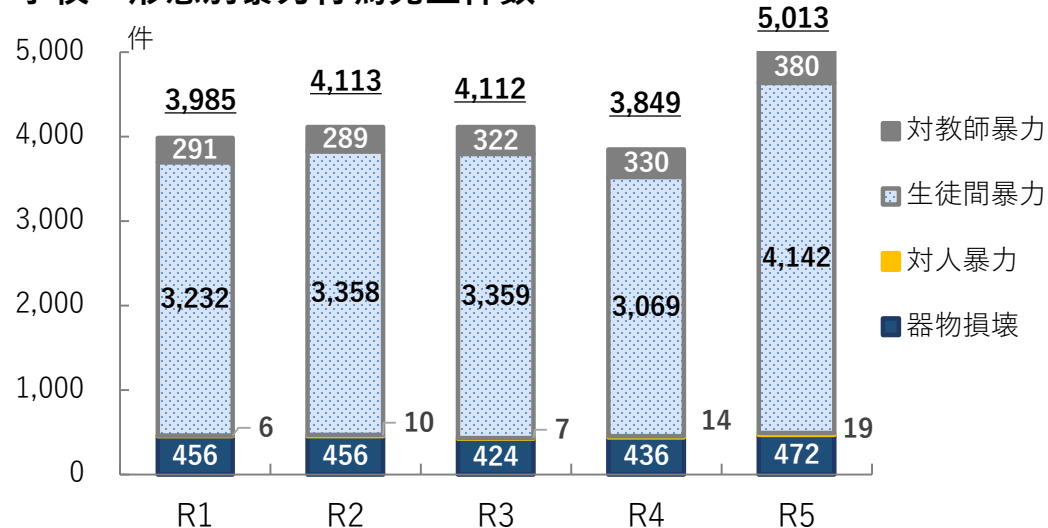
3 長期欠席の状況

- (1) 長期欠席者の状況
- (2) 不登校児童生徒数
- (3) 不登校児童生徒について把握した事実
- (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

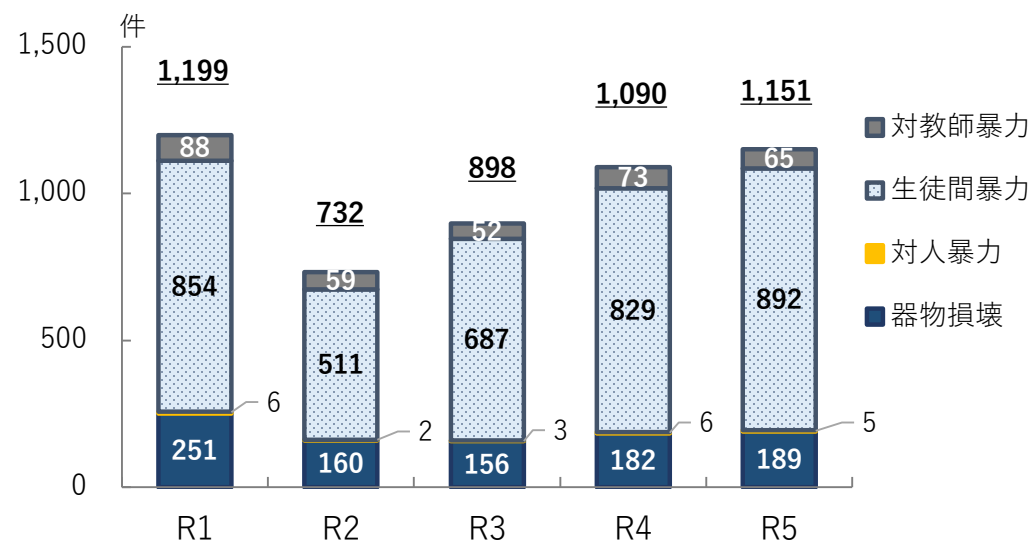
※ 自殺の状況

1 暴力行為の状況 (1) 暴力行為の発生件数

小学校 形態別暴力行為発生件数



中学校 形態別暴力行為発生件数

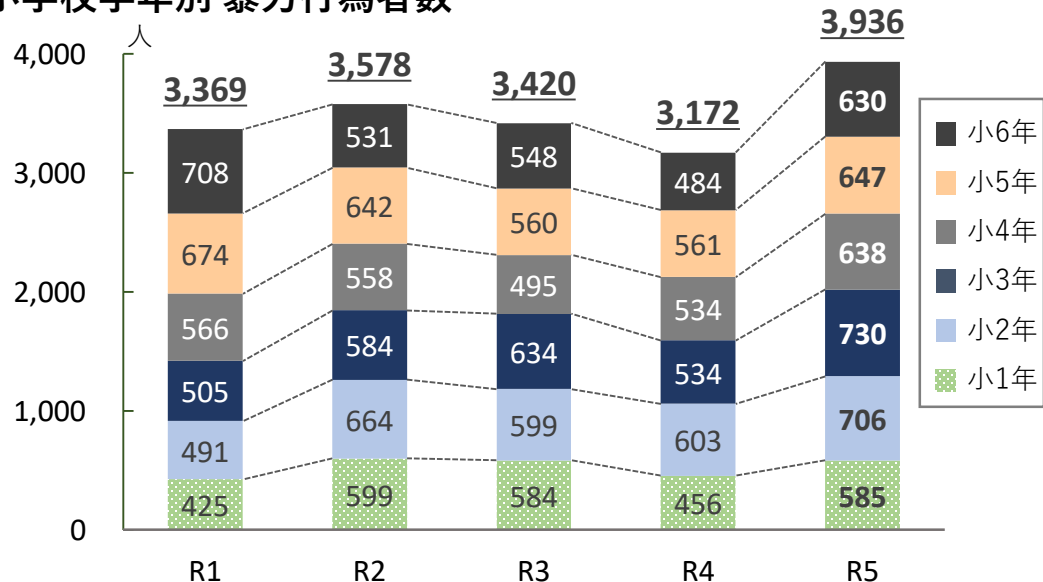


		R1	R2	R3	R4	R5	増減率
小学校	対教師暴力	291	289	322	330	380	15.2%
	生徒間暴力	3,232	3,358	3,359	3,069	4,142	35.0%
	対人暴力	6	10	7	14	19	35.7%
	器物損壊	456	456	424	436	472	8.3%
	計	3,985	4,113	4,112	3,849	5,013	30.2%
中学校	対教師暴力	88	59	52	73	65	▲ 11.0%
	生徒間暴力	854	511	687	829	892	7.6%
	対人暴力	6	2	3	6	5	▲ 16.7%
	器物損壊	251	160	156	182	189	3.8%
	計	1,199	732	898	1,090	1,151	5.6%
小・中学校 合計		5,184	4,845	5,010	4,939	6,164	24.8%

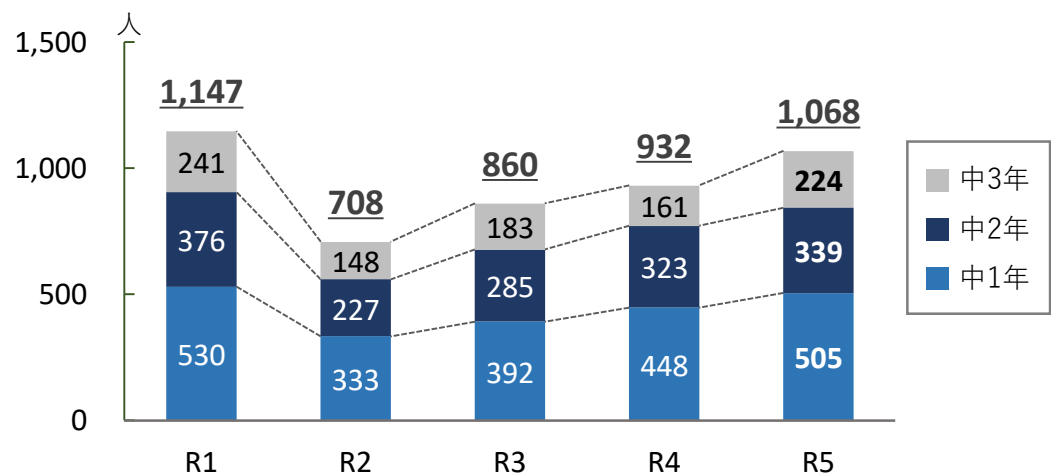
- 暴力行為発生件数は前年度に比べて小学校、中学校ともに増加しています。内訳としては、小学校、中学校ともに、前年度までと同様、生徒間暴力が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順になります。
- 生徒間暴力の報告数が増加した一因として、いじめの態様にある「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」行為等も報告している実態もあります。したがって、いじめ認知件数の増加に伴い、暴力行為の報告数も増加していることが考えられます。

1 暴力行為の状況 (2) 学年別暴力行為者数

小学校学年別 暴力行為者数



中学校学年別 暴力行為者数



		R1	R2	R3	R4	R5	増減率
小学校	1年	425	599	584	456	585	28.3%
	2年	491	664	599	603	706	17.1%
	3年	505	584	634	534	730	36.7%
	4年	566	558	495	534	638	19.5%
	5年	674	642	560	561	647	15.3%
	6年	708	531	548	484	630	30.2%
	計	3,369	3,578	3,420	3,172	3,936	24.1%
中学校	1年	530	333	392	448	505	12.7%
	2年	376	227	285	323	339	5.0%
	3年	241	148	183	161	224	39.1%
	計	1,147	708	860	932	1,068	14.6%
小・中学校 合計		4,516	4,286	4,280	4,104	5,004	21.9%

今後の対応

暴力行為の増加の背景には、ここ数年、児童生徒相互の関わりが希薄になっていることや、適切なコミュニケーションを取るための経験が不足していることなどの影響が考えられます。学校においては、子どもの社会的スキル横浜プログラム※1によって、社会的スキルを育むのと同時に、授業や学校行事等の中にプログラムの考え方を継続的に取り入れることや、体験活動を充実させることなど、様々な教育活動を通して温かな集団づくりを進めることが求められます。さらに、多様な背景がある児童生徒の不安や心配といった心の動きを、共感的に理解することも必要です。児童生徒との信頼関係づくりのための教育相談の充実や、早期に小さな変化に気づき、保護者はもちろんのこと、速やかにSC・SSW等の心理・福祉の専門職や関係機関等と連携した支援を行うことができる体制づくりを推進し、「チーム学校」としての機能充実を図っていきます。

※1 子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成される。

2 いじめの状況 (1) いじめの認知件数・いじめの態様

いじめの認知件数

	R1	R2	R3	R4	R5	増減	増減率
小学校	4,365	4,527	6,168	10,028	13,261	3,233	32.2%
中学校	1,265	1,001	1,388	2,220	2,913	693	31.2%
計	5,630	5,528	7,556	12,248	16,174	3,926	32.1%

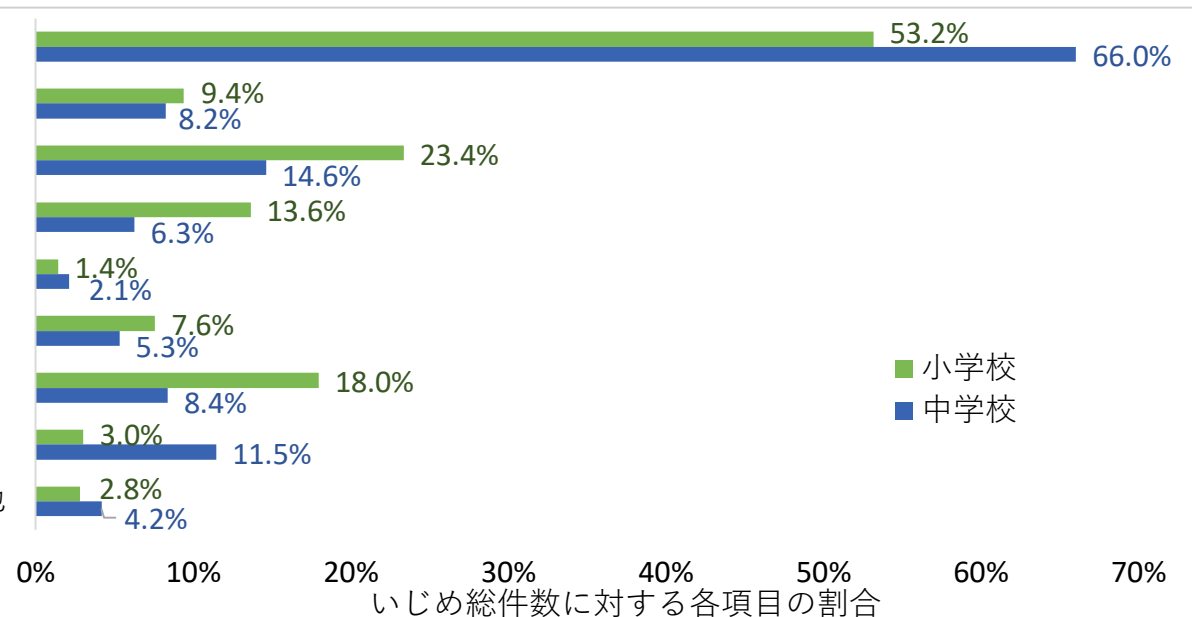
- いじめの認知件数は前年度から小学校、中学校ともに増加しています。
- いじめの態様については、小学校と中学校で比べると、小学校では「ぶつかられたり、たたかれたり」などの目に見える形のいじめの割合が高く、中学校では「冷やかしからかい」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷」など目に見えにくい形のいじめの割合が高くなっています。
- 令和5年度のいじめ重大事態の発生件数は2件でした※2。

※2 全市立学校合計数

いじめの態様

冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 金品をたかられる。
 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
 その他

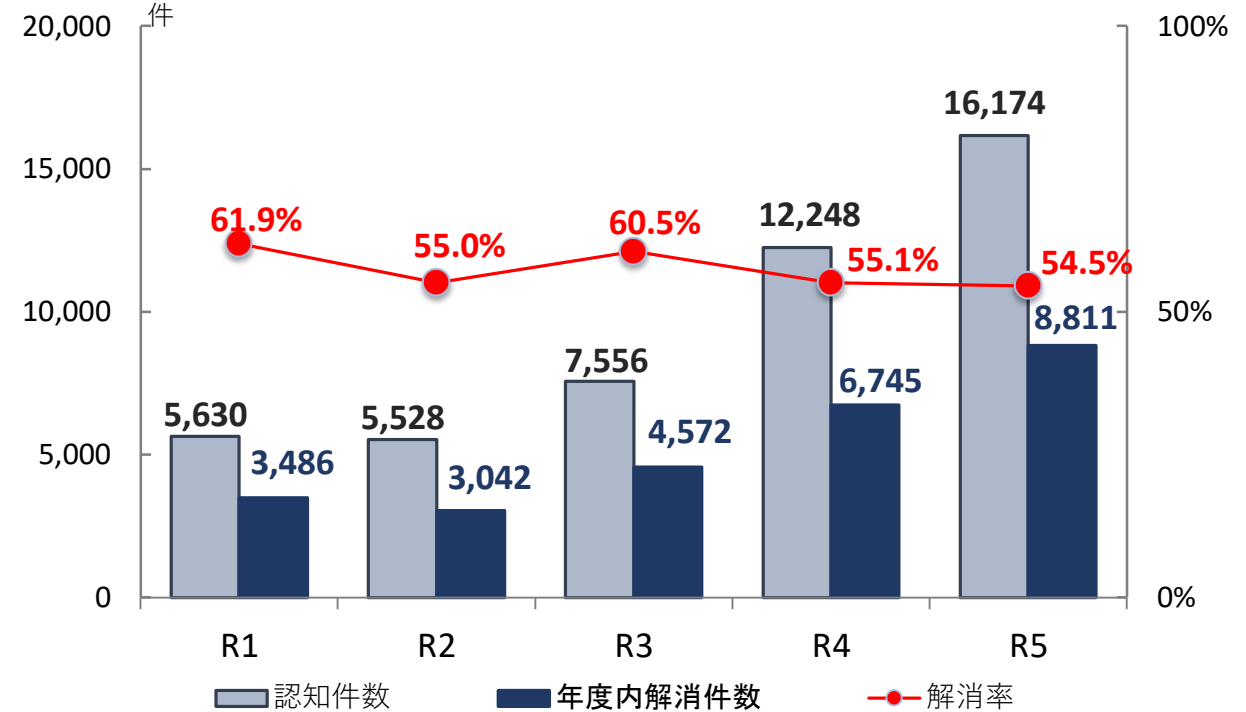
(複数回答)



2 いじめの状況 (2) いじめの年度内における解消率・解消件数

いじめの年度内における解消率・解消件数

		R1	R2	R3	R4	R5
小学校	認知件数	4,365	4,527	6,168	10,028	13,261
	年度内解消件数	2,738	2,545	3,810	5,640	7,505
	取組中件数 (その他含む)	1,627	1,982	2,358	4,388	5,756
	解消率	62.7%	56.2%	61.8%	56.2%	56.6%
中学校	認知件数	1,265	1,001	1,388	2,220	2,913
	年度内解消件数	748	497	762	1,105	1,306
	取組中件数 (その他含む)	517	504	626	1,115	1,607
	解消率	59.1%	49.7%	54.9%	49.8%	44.8%
小中学校 合計	認知件数	5,630	5,528	7,556	12,248	16,174
	年度内解消件数	3,486	3,042	4,572	6,745	8,811
	取組中件数 (その他含む)	2,144	2,486	2,984	5,503	7,363
	解消率	61.9%	55.0%	60.5%	55.1%	54.5%



- いじめの年度内における解消率^{※3}は小学校では56.6%、中学校では44.8%、小中合計で54.5%となっています。
- 年度内に解消できなかったいじめ^{※4}について、県の調査に基づき、令和6年7月末において（国の調査時点から3か月後）確認できた令和5年度のいじめ解消件数は4,736件です。年度末で解消していた8,811件を加え、解消率は83.6%（前年度76.7%）となっています。

※3 「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面談等により確認）（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年3月改定文部科学省）

※4 いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（令和2年11月 文部科学省）

2 いじめの状況 (3) いじめ発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
○学校の教職員等による発見	3,351	25.3%	742	25.5%	4,093	25.3%
学級担任が発見	1,871	14.1%	295	10.1%	2,166	13.4%
学級担任以外の教職員が発見	600	4.5%	269	9.2%	869	5.4%
養護教諭が発見	84	0.6%	10	0.3%	94	0.6%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	23	0.2%	6	0.2%	29	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	773	5.8%	162	5.6%	935	5.8%
○学校の教職員以外からの情報による発見	9,910	74.7%	2,171	74.5%	12,081	74.7%
本人からの訴え	3,586	27.0%	1,327	45.6%	4,913	30.4%
当該児童生徒の保護者からの訴え	5,140	38.8%	631	21.7%	5,771	35.7%
他の児童生徒からの情報	821	6.2%	176	6.0%	997	6.2%
他の保護者からの情報	272	2.1%	28	1.0%	300	1.9%
地域の住民からの情報	24	0.2%	0	0.0%	24	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	65	0.5%	8	0.3%	73	0.5%
その他（匿名による情報など）	2	0.0%	1	0.0%	3	0.0%
計	13,261		2,913		16,174	

- いじめ発見のきっかけは、小学校では「当該児童生徒の保護者からの訴え」が最も多く、中学校では「本人からの訴え」が最も多くなっています。
- 「学校の教職員等による発見」は、小中学校で前年度から割合が増えています。理由としては令和5年度から5月に「いじめ発見のための記名式アンケート・教育相談」を実施しており、学校の教職員等がいじめの芽を発見できたことなどがあげられます。

今後の対応

- いじめの未然防止の取組として、「横浜子ども会議^{※5}」の取組等を通して、児童生徒がいじめの問題に向き合い、自分ができることを考えたり、話し合ったりする機会を充実させます。また、学校いじめ防止基本方針を用いた授業等を行い、児童生徒の「いじめ防止対策推進法」上のいじめの定義への理解を深めていきます。そのうえで「いじめをしない」ために何ができるかを考え、話し合ったり、他者の気持ちや意見を聴いたりすることを通して、相手の立場で物事を考えられる意識を育てるようにしていきます。
- いじめの早期発見・早期対応の取組として、SC・校内ハートフル^{※6}支援員を含む教職員間の連携を進め、多角的な視点で小さな変化に気付く組織力を強化していきます。

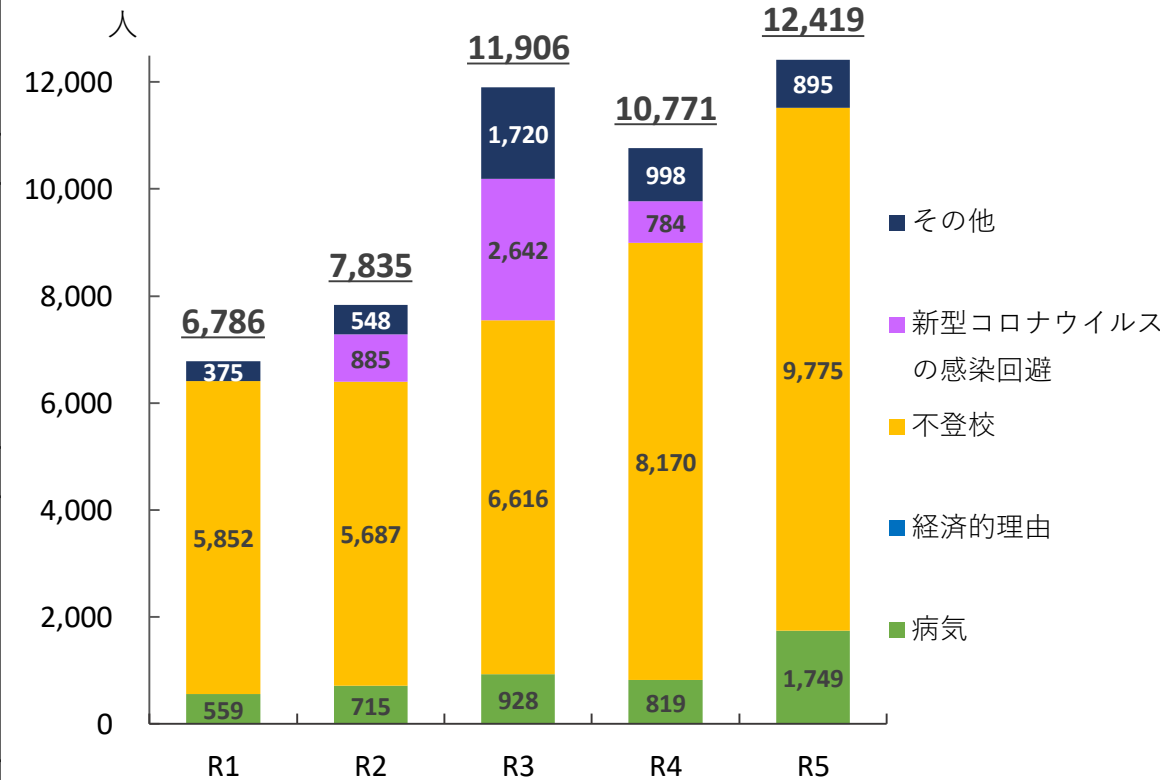
※5 「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」を目指し、全市立学校の児童生徒が主体となって、話し合いと具体的な取組を年間を通じて進めるもの。

※6 在籍級には登校できないものの別室であれば登校できる生徒に対し、特別支援教室等に不登校生徒への支援経験が豊富な支援員を配置、教科担当による指導やICTの活用等、一人ひとりに合った支援を行う事業（中学校で実施）。

3 長期欠席の状況 (1) 長期欠席者の状況

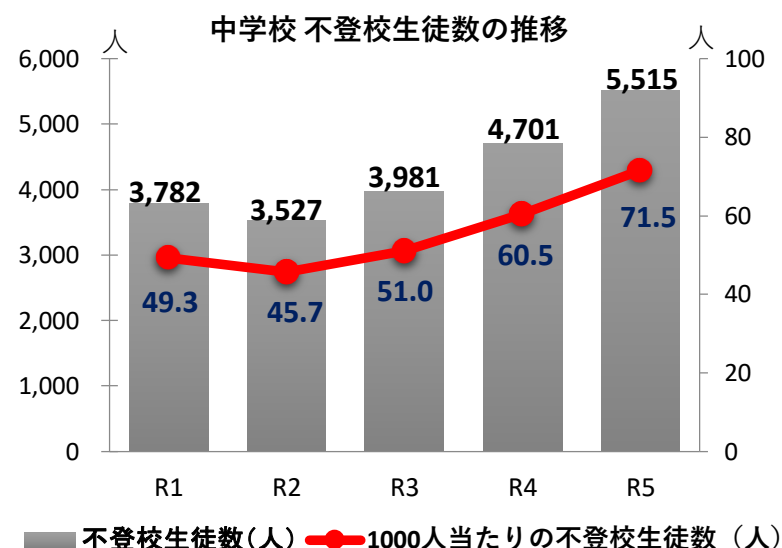
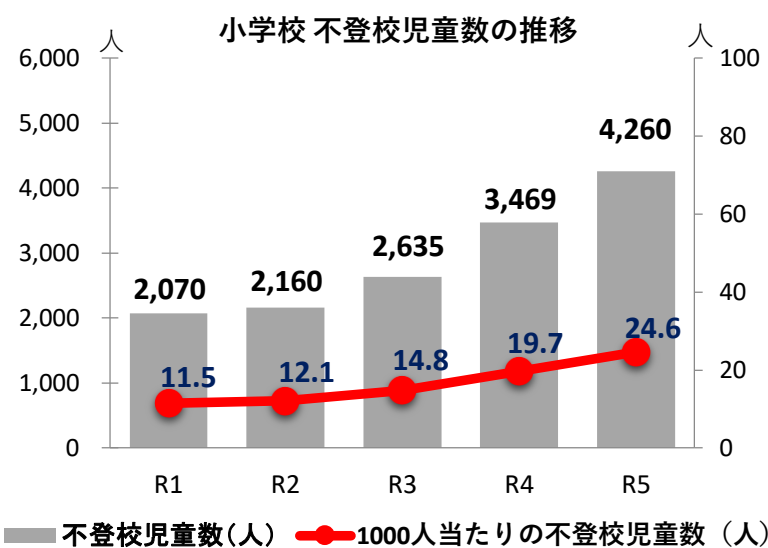
		R1	R2	R3	R4	R5	増減	増減率
小学校	病気	278	465	541	423	1,303	880	208.0%
	新型コロナウイルスの感染回避	—	685	2,041	603	—	—	—
	不登校	2,070	2,160	2,635	3,469	4,260	791	22.8%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	—
	その他	282	460	1,319	835	779	▲ 56	▲ 6.7%
	計	2,630	3,770	6,536	5,330	6,342	1,012	19.0%
中学校	病気	281	250	387	396	446	50	12.6%
	新型コロナウイルスの感染回避	—	200	601	181	—	—	—
	不登校	3,782	3,527	3,981	4,701	5,515	814	17.3%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	—
	その他	93	88	401	163	116	▲ 47	▲ 28.8%
	計	4,156	4,065	5,370	5,441	6,077	636	11.7%
小中学校合計	病気	559	715	928	819	1,749	930	113.6%
	新型コロナウイルスの感染回避	—	885	2,642	784	—	—	—
	不登校	5,852	5,687	6,616	8,170	9,775	1,605	19.6%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	—
	その他	375	548	1,720	998	895	▲ 103	▲ 10.3%
	計	6,786	7,835	11,906	10,771	12,419	1,648	15.3%

小中学校における長期欠席者の推移と欠席理由の内訳



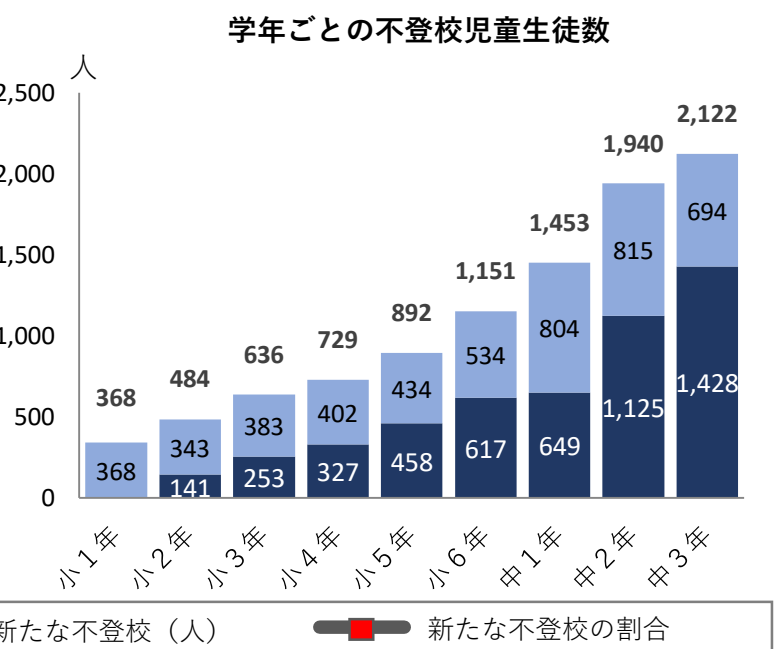
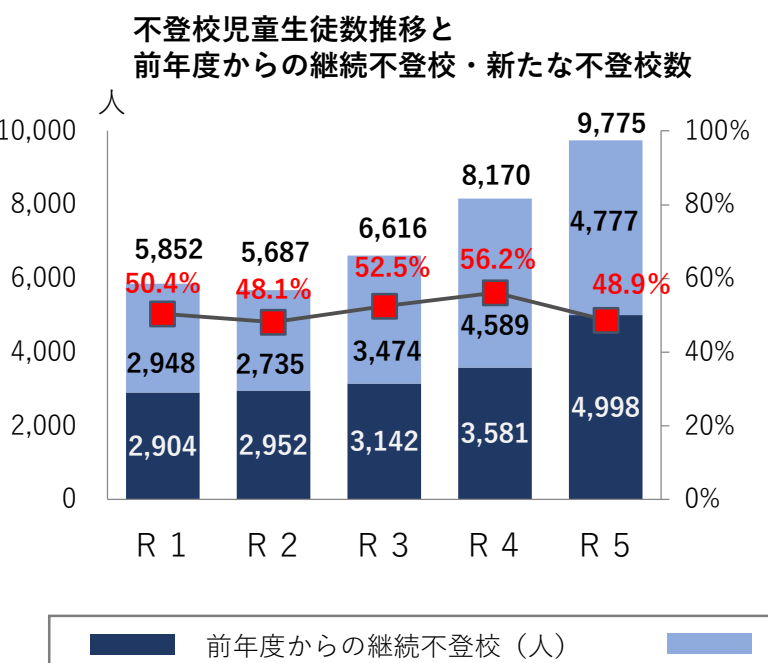
- 長期欠席者の総数は増加しています。そのうち、小学校、中学校ともに、「病気」「不登校」の数が増加し、「その他」が減少しています。

3 長期欠席の状況 (2) 不登校児童生徒数



欠席日数別不登校児童生徒数

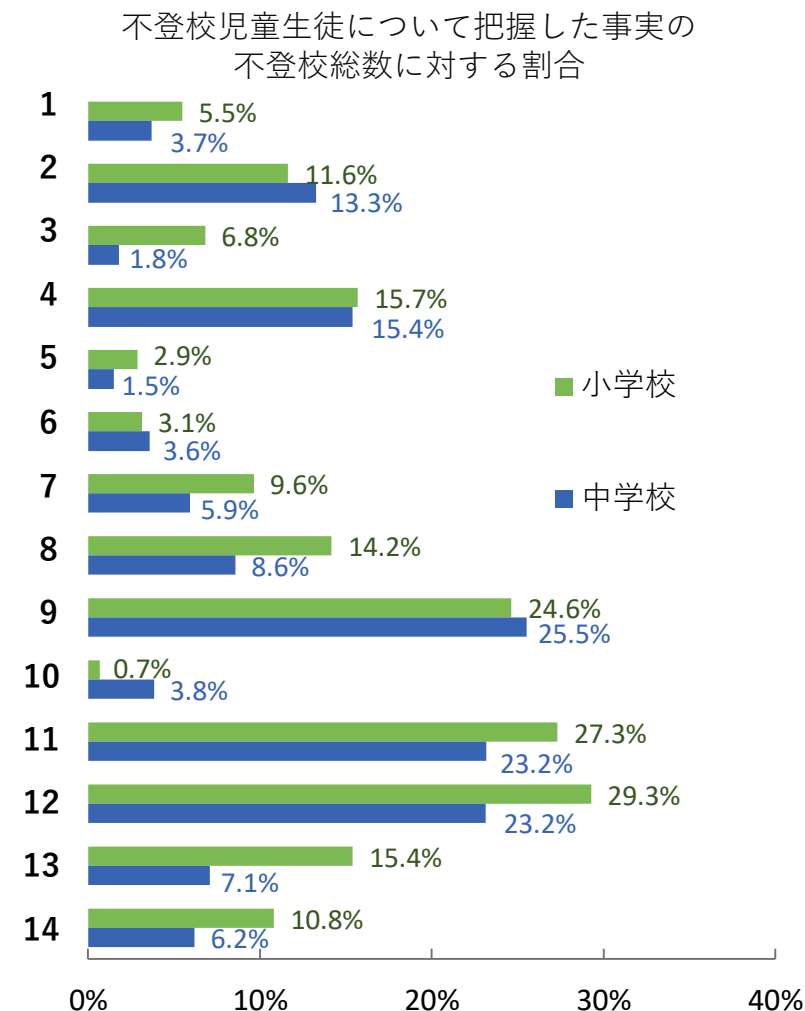
区分	R1	R2	R3	R4	R5
欠席日数30～89日の者	2,676	2,610	3,014	3,625	4,584
欠席日数50～89日の者					2,231
欠席日数90日以上で出席日数11以上の者	2,502	2,443	2,791	3,688	4,196
欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	674	634	811	857	995
合計(不登校数)	5,852	5,687	6,616	8,170	9,775



- 小学校、中学校ともに、不登校児童生徒数は増加しています。
- 欠席日数別不登校児童生徒数は「30～89日欠席」が4,584人、うち「50～89日欠席」が2,231人、「欠席日数90日以上で出席日数11日以上」が4,196人となっています。「欠席日数90日以上で出席日数0～10日」が995人となっています。

3 長期欠席の状況 (3) 不登校児童生徒について把握した事実

不登校児童生徒について把握した事実（複数回答）		小学校	中学校	小中合計
1	いじめ被害の情報や相談があった。	234	203	437
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	496	731	1,227
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	290	98	388
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	669	848	1,517
5	学校のきまり等に関する相談があった。	122	82	204
6	転編入学、進級時の不適應による相談があった。	133	197	330
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	411	327	738
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	604	472	1,076
9	生活リズムの不調に関する相談があった。	1,050	1,408	2,458
10	あそび・非行に関する情報や相談があった。	29	211	240
11	学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった。	1,164	1,278	2,442
12	不安・抑うつに関する相談があった。	1,247	1,277	2,524
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	656	391	1,047
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	461	342	803



- 小学校、中学校ともに、「不安・抑うつに関する相談があった。」「生活リズムの不調に関する相談があった。」「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった。」が高い割合を占めています。

3 長期欠席の状況 (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況（複数回答）

		学校外							学校内		学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない人数	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた人数
		教育支援センター	教育委員会及び教育センター等	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関等	養護教諭による専門的な指導	スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談		
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	468	
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	1,314	
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	1,782	
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	583	
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	1,454	
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	2,037	
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	980	
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	1,682	
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	2,662	
R4	小学校	207	147	134	13	516	162	79	238	1,264	1,390	
	中学校	219	65	243	31	617	160	56	391	1,302	2,267	
	計	426	212	377	44	1,133	322	135	629	2,566	3,657	
R5	小学校	368	191	299	22	612	175	87	340	1,934	1,535	1,450
	中学校	320	101	319	20	590	186	30	451	1,626	2,770	2,654
	計	688	292	618	42	1,202	361	117	791	3,560	4,305	4,104

今後の対応

- 不登校（傾向）の児童生徒を早期に発見し、支援を開始するために、小さな変化を見逃さず、SCやSSW等の専門職を含めた「チーム学校」で取り組める体制を日頃から整えていきます。
- 相談・指導等を受けられていない不登校児童生徒がいることを踏まえ、学校は児童生徒やその保護者を孤立させないよう、関係機関とも連携しながら支援していきます。
- 学校内外において、校内ハートフルをはじめとした児童生徒一人ひとりに合った「安心できる居場所」と「個別最適な学びの機会」の確保に努めるとともに、必要な支援につながるよう取り組んでいきます。

※7 不登校であった期間を通して、週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

- 専門的な相談・指導等を受けた機関等の中では、学校内での相談である「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く報告されています。
- 不登校児童生徒9,775人のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒は9,574人でした。

※ 自殺の状況

令和5年度間に死亡した児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、5人報告されています※8。

児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況であると捉えています。令和6年3月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、「自殺事案の調査への初動段階からの専門家の関与」、「速やかないじめ重大事態調査の実施」に取り組むとともに、子どもの健全育成に関わる関係機関及び団体と協働したいじめの未然防止や自殺防止の取組を強化しています。

※8 小・中・高等学校合計数

今後の対応

- 全ての件において、弁護士等の第三者を初動の段階から入れた基本調査を実施し、第三者の判断に基づき、事案に応じて、専門家による調査を実施しています。
- 自殺防止については、各学校におけるSOSの出し方教育プログラムの実施、教職員の研修等を通じたスキルアップによる教育相談体制の強化、心理の専門職であるSCの体制強化、校内ハートフル事業の拡充及び一人一台端末を用いた心と体の健康観察の実施等を通じて、SOSを早期に察知できるよう、引き続き取り組んでいきます。
- 関係機関と連携して、子どもに関わる支援者等を対象とするゲートキーパーの拡充・活動支援などにも取り組んでいきます。

本調査における定義・調査基準

1 暴力行為の状況

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）	「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）
<ul style="list-style-type: none">・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った・ 教師の胸倉をつかんだ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた・ 定期的に来校する教育相談員を殴った・ その他、教職員に暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）	「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）
<ul style="list-style-type: none">・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた	<ul style="list-style-type: none">・ 教室の窓ガラスを故意に割った・ トイレのドアを故意に壊した・ 補修を要する落書きをした・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した・ 他人の私物を故意に壊した・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象とする。また、いじめに該当する場合は、いじめの認知件数にも計上する。

本調査における定義・調査基準

2 いじめ

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含む。
- 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「解消している状態」とは、少なくとも①いじめに係る行為の解消②当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめの認知件数は、いじめられた児童・生徒の人数を計上するものである。

本調査における定義・調査基準

3 長期欠席の状況

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度間に30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

「病気」	「その他」
本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）	「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。 * 「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）
「経済的理由」	
家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者を計上。	
「不登校」	
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）を計上。	